

事務連絡
令和2年4月1日

一般社団法人 日本造船工業会
一般社団法人 日本中小型造船工業会
一般社団法人 日本造船協力事業者団体連合会
一般社団法人 日本舶用工業会
一般社団法人 日本マリン事業協会

ご担当者 殿

国土交通省海事局船舶産業課

新型コロナウイルス感染症による影響を踏まえた支援制度について（周知依頼）

平素より海事行政に御理解・御協力を賜り、誠にありがとうございます。

新型コロナウイルス感染症による影響を踏まえ、以下の措置が、本日から6月30日までの期間、適用されますので、お知らせいたします。

・雇用調整助成金の特例措置の拡大

雇用調整助成金について、受給要件や助成率等に係る特例措置が拡大されます。

○厚生労働省ホームページ

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_10551.html

・セーフティネット保証5号の業種指定の継続

セーフティネット保証5号の対象業種として、「船舶製造・修理業」、「船体ブロック製造業」、「舟艇製造・修理業」及び「舶用機関製造業」が、これまでに引き続き指定されることとなりました。また、この他にも多くの業種が指定されています。

○経済産業省ホームページ

<https://www.meti.go.jp/press/2019/03/20200323008/20200323008.html>

なお、以下の経済産業省のホームページにおいて、事業者の皆様が活用できる様々な支援策が紹介されており、適宜更新されていますので、こちらも是非ご確認ください。

○経済産業省ホームページ

<https://www.meti.go.jp/covid-19/>

貴団体におかれましては、これら支援措置について、傘下事業者等に周知いただきますよう、よろしくお願いいたします。

国土交通省海事局船舶産業課

小川課長補佐：ogawa-k2zt@mlit.go.jp

山崎係長：yamazaki-t2y5@mlit.go.jp

電話：03-5253-8111（代表）

03-5253-8634（直通）